

令和6年度 第1回広陵町定例教育委員会 会議

○ 開会及び閉会

令和6年4月24日(水) 午後 4時00分開会
同日 午後 5時55分閉会

開催場所：広陵町役場 3階 第一委員会室

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

(教育長)植村佳央、1番委員:(教育長職務代理者)松井秀史、
2番委員:奥田俊詞、3番委員:岡野 聡子、4番委員:白井 有香

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育振興部次長	倉田 洋子
教育総務課主幹	松本 哲知
生涯学習課長	南 雄太郎
生涯学習課主幹	名倉 聡
教育振興部こども局長	谷野 良隆
こども課長	佐々木 計也
図書館長	尾藤 肇子
スポーツ振興課長	増田 晴彦
広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会主幹	岡本 貴司
教育総務課指導主事	小峠 博幸
教育総務課指導主事	辻 博暢
教育総務課(学校支援室)指導主事	中村 美和
教育総務課(学校支援室)指導主事	阪口 妙子

議案(1) 広陵町教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則を廃止する規則 について

○教育長 それでは議案のほうに入らせていただきたいと思います。

その前に私の報告の中で、春季学校訪問の一覧表をご覧いただきたいと思います。ございますでしょうか。1枚紙のものがあると思いますが、表にされてるものです。取りあえずこの5月20日から6月4日の間の中で、私の予定を中心に組んでいただきました。それぞれ中で委員の皆様方に参加していただける状況があったらと思います。全て参加というのは絶対無理だと思いますので、参加できるところの予定を見ていただいて参加していただけたらと思います。

あと、5月21日と5月29日につきましては、午前・午後になりますので、5月21日は広陵北小学校で給食を試食をしていただきます。そして、5月29日につきましては、真美ヶ丘中学校で給食を試食していただこうと思っておりますので、そのあたりよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとともに、最後でまた、5月の教育委員会の日程を決めていただかなければなりません、なかなかそこも難しい状況の中で、たしか5月は何度か学校訪問で給食を食べながら教育委員会をやったこともあったかなと思っておりますので、そのあたりも含めて予定のほうも確認をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

取りあえず集合は教育長室に来ていただいて、9時20分に出発ですので、9時過ぎぐらいに来ていただいたらどうかと思っております。その辺どうでしょうか。特に奥田先生、C委員につきまし

ては、大学の授業ございますので、なかなか難しいかなと思っているのですが、D委員もずっと仕事があるので。

○D委員 そうなんです。

○教育長 A委員もまた別の用事があるだろうし。無理をしないでいただきたいんです。

○C委員

これは今、この日程だけ確実にに行けますみたいなことを御報告したほうがいいわけではない。

○教育長 別に後でまた、日程の確認につきましては、また部長の方からですが、LINEを通じて報告していただくように、もう一回確認をしていただいてもいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。それではまた後で、LINEでその予定の表を送っていただけたらと思いますので、お願いします。

それでは、続いて議案のほうに入らせていただきます。

○教育振興部長 すいません、お願いします。

○教育長 まず1つ目でございます。広陵町教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則を廃止する規則についてということで、長ったらしいですけども、20ページを御参照ください。これにつきましては、次長、よろしくお願いします。

○教育振興部次長 それでは、私のほうから、広陵町教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則を廃止する規則について御説明させていただきます。座って説明させていただきます。資料20ページでございます。

今回廃止する規則と言いますが、広陵町教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則なんですけれども、こちらは幼保一体化に伴いまして、平成27年に制定されたもので、内容といたしましては、本来教育委員会の権限に属する事務である幼稚園に関する事務を町長部局の職員に補助執行させるということになったために、そのために必要な事項を定めた規則でございました。

今回、令和6年4月1日付での機構改革で、その幼稚園関係を含むことも局が町長部局から教育委員会部局へと移りましたので、この町長部局に補助執行させるという規則が不要になったために当該規則をもって廃止するということになります。

簡単ですが、以上で説明となります。

○教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

これにつきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

議案（2）後援名義使用許可申請について（「第61回道徳教育研究会（奈良県会場）」）

○教育長 続いて、後援名義使用許可申請につきまして、まず21ページを御参照ください。1つ目は、第60回道徳教育研究会（奈良県会場）についてということで、モラロジーの、毎年これは後援承認をしております。それについて、21ページを御参照ください。教育総務課指導主事、よろしくお願いします。

○教育総務課指導主事 着座にて失礼します。モラロジーから後援名義使用許可申請願が出ておりまして、主催者は公益財団法人モラロジー道徳教育財団、行事の名称は、第61回道徳教育研究会（奈良会場）ということですので。目的は、道徳教育を柱とする研究会を通じて学校、地域、家庭などにおける心の教育の充実、発展に寄与するためということですので。

実施日時・場所等につきましては、22ページにございます。開催日は令和6年7月27日、土曜日、13時から16時30分。会場はグリーンパレスのほうです。講師は、文科省教科調査官、堀田竜次先生、モラロジー道徳教育財団特任教授、大久保俊輝先生。対象者、それから参加人数、参加費につきましては、教職員、教育委員会関係者、教育に関心を有する者、50名、1,000円ということになっております。

今年度の全国共通テーマは「道徳教育の充実を目指して」ということで、今回の研修内容は、講演、質疑応答を行っていくということになっております。

23ページに収支予算書、24ページに文部科学省名義の使用許可書が添付されております。

以上です。御審議よろしく申し上げます。

すいません、議案のところ、「第60回道徳教育研究会」となっておりますけども、これ「61回」になります。御訂正をお願いします。

○教育長 ありがとうございます。61回の道徳教育研究会ということで、昨年、一昨年は、奈良のリガーレ春日野でされたんです。それまでは、奈良と南部会場というのは必ずこのグリーンパレスを使っておられて、交互にされてたんです。コロナ前までは、丸一日の研修があったのですが、コロナが終わってからというか、コロナの途中からですが、半日開催となりました。これも今までされてる状況があると思います。

この辺につきまして、どうでしょうか。何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。

過去にもグリーンパレスで開催されたときには、校長先生方も何人か来ていただいております。また、町の職員の方も来ていただいたりとかしております。

○C委員 何も問題ないと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。

○C委員 はい。

○教育長 よろしいでしょうか。それでは承認ということでよろしく申し上げます。

議案（2）後援名義使用許可申請について（「子どもの能力ののばし方講座」）

○教育長 それでは、続きまして、「子どもの能力ののばし方講座」について、これは26ページを御参照ください。これも教育総務課指導主事、よろしく申し上げます。

○教育総務課指導主事 続いて、日本パーソナルコミュニケーション協会より後援名義使用許可申請が出ております。26ページにその申請書を載せております。

主催者は、一般財団法人日本パーソナルコミュニケーション協会、事業名は「子どもの能力ののばし方講座」ということです。新しい時代に向けた子育て法の学びの場をつくり、「個の持ち味を集結し、コミュニケーションの力で日本を明るく元気にする」と伝える目的として、本講座を開催するとのことです。

「子育ての基本ポイント」「ほめ方と叱り方のコツ」「子どもの個性の見分け方」などの内容で、これからの時代でキーワードとなるコミュニケーションの大切さを学ぶことにより、家族やママ友との関わりがより深まることが期待できるということです。

実施日時は27ページにございます。開催日時は2024年5月21日、火曜日及び5月25日、土曜日、10時から11時30分、会場はグリーンパレスです。講師は川端尚さんと、武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部客員教授、吉井先生監修のテキストにて、子育ての基本ポイントなどの内容で講座を開催するとのことです。参加対象者は、ゼロ歳から6歳の子供を子育て中の母親で、定員は18名、参加費につきましては無料となっております。

JPCA家庭教育講座講師会の事業内容及び団体概要は28ページ、役員名簿は29ページにございます。収支予算書が30ページに添付されています。なお、33ページのチラシを町内幼稚園・こども園に配付したいとのことです。

ご審議よろしく申し上げます。

○教育長 ありがとうございます。今、教育総務課指導主事のほうから説明がございました。これは初めての申請でございます。これまでにはなかった状況でございますが、今、説明をしていただきました。さらに資料等を見ていただいて、この辺はどうか確認をお願いしたいと思います。

これはチラシが出来上がった分ですね。

○教育総務課指導主事 出来上がってますけども、参加無料の上に、何々町教育委員会後援、これ広陵町って入れたいみたいなのですけども、まだ申請が許可されなければということで、急いでみたいです。5月21日開催ですので。

○教育長 どうでしょうか。何か気になるようなことございますか。

C委員、はい。

○C委員 ぱっと見全然問題ないなど。教育に関することで、親子のコミュニケーションをよく

するという講座に見えます。ただ、今ぱっと調べたら、ここの協会さん、日本パーソナルコミュニケーション協会さんっていうのは、子育て診断士と呼ばれる資格を出してるんですよ。

その子育て診断士っていうことは全然におわせてないけど、実際に、携帯とかで調べていただいたら、あなたも子育て診断士になりたい方はっていうのが出てくる。でも、その子育て診断士になるための研修費用は出てこない。それメールを送った人にだけ情報が開示されるという形で不透明だなど。

なので、後援をされるということによって、そういうビジネスへの間口が広がるみたいな入り口を教育委員会が後援していいのかなというふうにも思ったんで。

○C委員 すいません、私の主張は以上です。

○教育長 そういう懸念されてる部分ってあると思うんですよ。ほかどう、C委員の懸念はよく分かるのですが、A委員とかD委員、どうですか。

○A委員 懸念は当然だと思いますので、もしそれだったら、その調べていただいてね。

○教育長 まずは確認をして、その中でということ、で、向こうがあまりそういったことに回答が不十分であればもう、これは許可はしませんということによってよろしいですね。

○C委員 はい。

○A委員 それともう一点ね、このチラシを配るってどんな方法で配るっておっしゃってたの。ちょっと私聞き逃したので。学校に配るんですか。

○教育総務課指導主事 幼稚園とこども園に持っていきっていうようなことを言っていました。

○A委員 幼稚園とこども園。

○教育長 ゼロ歳から6歳の子のお母さんに対してです。大体送り迎えされるときに、多分その辺で持っていきチラシかな。子供介してじゃないでしょうね、これは。

○A委員 だから園に頼んで、保護者に配ってくださいというわけではないんですね。

○教育長 どうでしょうね。

○教育総務課指導主事 そうなるん違うかなと思います。いつも学校で配ってくださいっていうときになったら、担任から配ったり、欲しい人持っていきなさいっていうので。

○教育長 ただ、幼稚園は基本的に送り迎えしてるからね。だからそのときに担任の先生、迎えたときに配られるか、それもいったら先生の手間になるしね。そこにこういう人とか来はって配るのはまた別やろと思いますよね。

○A委員 校門とかやったらね。

○教育長 そのチラシの配付の仕方懸念されますね。幼稚園にそんな、させたくないねんっていうことでね。

○A委員 そうですね。それともう一点、さっきC委員がおっしゃった、この、これで31ページで会則っていうのがあって、会員になれるわけですね。そうすると、年会費が3万円なの。だから、会員に誘導して、この、これやったら、3万円払って会員になりませんかとならないか。

○教育長 たしかに普通は無料って言いながら、会員の3万とか、このようなもの載せないですね、普通は。この辺は委員から反対の意見出ましたので、それで断ってもいいか知れませんがね。

○B委員 講座の内容がチラシの後半のところは資金運用の話になってますし。

○教育長 いろんな懸念があるので、一応不承認ということによろしいですか。

○C委員 不承認する際の理由は、話し合われたこの懸念事項がありましたので、今回不承認ですっていう形ですかね。

○教育長 で、いいんじゃないんですかね。委員のほうからいろんな懸念材料が出てきて、意見が出たということで。後援はもうしません。後援しなくてもひょっとしたらビラは配られるか分かりません。

○C委員 そりゃそうでしょうね。

○教育長 だから、例えば後援があれば、教育委員会の後援、一つのお墨つきになるから、保護者も後援があるのだったらって、ちょっと聞きに行こうかってふうになります。だからそのことだと思わないで。そういう意味ではもう、断りを入れてもええのかなと思いますけど。

○C委員 うん、はい。

○教育長 もうそれでよろしいですか。皆さん。ありがとうございます。

それでは、続いて3つ目の別紙のほうがございますので、見ていただけたらと思います。株式会社ぱる、とことんというところがございます。これはホチキス留めされたということです、これも教育総務課指導主事、よろしくをお願いします。

4 議案(2) 後援名義使用許可申請について(「こどものひろば」)

○教育総務課指導主事 続いてこれ、託児の申請のあった株式会社ぱるについてです。7枚とじの別紙になります。主催者は株式会社ぱる、児童発達支援事業所とことんということです。行事の名称は「こどもひろば」ということになります。ほかにも上牧町、香芝市に後援名義使用許可の申請をしているということです。

目的は、地域開放型の遊び場を提供し、保護者同士の交流の場となるようにするというもので、実施日時、場所は、令和6年の6月3日から毎週月曜日の午前10時30分から11時30分となっております。

団体の所在地及び連絡先とあるんですけども、広陵町の馬見北八丁目8番1つていうことはもう上牧とのちょうど境目になるところです。

○教育長 ちょうどエッソのガソリンスタンドの反対側です。

○教育総務課指導主事 そうですね。場所は、児童発達支援事業所、とことんというところですね。入場料、対象者、参加予定人数なんですけども、入場は無料ということで、就学前の子供とその保護者対象ということになっております。過去の実績は、新規事業ですので、ないということです。裏面には開催要綱がありまして、申請団体の規格等は1ページのところから9ページのところまで、少し長いんですけども載せてあります。そして、最後のページに配付用のチラシということで、これもカラーで載せてあります。

以上です。御審議よろしくをお願いします。

○教育長 ありがとうございます。今説明をしていただきましたけども、実は昨日、この「とことん、ぱる」の代表取締役に会いました。ちょうど私の高校、大学の後輩なのですが、葛城市の新庄北小学校の校長でした。発達支援の子どもたちをいろいろ何とかしたいっていう思いがあって、「とことん」を立ち上げたらしいです。しかも事業所が広陵町の一番はじっこ、上牧との境のとこなんですけども、「とことん」という事業所をつくられました。

それで何とか支援をしたいと。広陵町にもさわやかホールにUTが入ってますよね。UTみたいな大きなことはできないんですが、ちょっとでも何か子どもたちのためにこんなことでさせてもらえたらありがたいんですというような話でした。子どもたちのために何とかやりたいということで、話を聞いてたのです。資料を持ってこられて、実は明日が教育委員会があるので、それだったらこれ諮りますよということで、話させていただいて、別紙で出していただいたということです。

○委員 質問があります。この後援名義使用許可について、私は今までこのイベントとか行事みたいなときに後援名義を出す案件というのをほとんどだったと思うんですけども、この場合は、令和6年3月からいつまでの後援になるのかなど。

○教育長 毎週月曜に午前ということですので、恐らく1年間かな。

○委員 つまり令和7年の。

○教育長 の3月31までなんのかな、これちょっと分かりません。

○委員 それを確認しておく必要があるということですね。

○教育長 そうですね。

○委員 それとこの事業所に対しての後援というのは、今までつけられたことはあるんですか。何かこういう何月何日にこういうイベントします、なので後援お願いしますっていうのがほとんどだったので。

○教育長 あったんですね。たしかにこの継続的な部分っていうのがね。

○委員 そうです。その辺の広陵町教育委員会としてのルールとか、そういうのはあるんですか。

○教育長 後援の規準は、前に、出したと思うんですけども。

○C委員 そのまず後援の規準を。

○教育長 基準を確認をしたいというふうに思います。それと、広陵町子育てを応援する会は、全てのいろんなイベント、1年間の後援を、これは町の教育委員会もさせていただいている状況あります。そういう部分は若干あるんですよ。だから同じ感じで、子育てを応援する会のことであれば一緒かなとは思いますが、そういういろんなイベントをやっておられる中で、で、1年間のいろんなイベントを全て後援したっていうのがあるので。そこはもう一回確認はさせていただきます。

○C委員 はい。まずはその後援基準の確認と、その実施の日時のお尻がないので。

○教育長 そうですよ。6月3日からと書いてあるけど、その後が。何回やるのか、とかいう話もありますしね。

○C委員 そうですね。

○教育長 その辺、教育総務課指導主事、確認をお願いします。

○教育総務課指導主事 はい。確認が取れて、3月31日までということでしたら。

○教育長 それで何回予定なのかということも確認だけ。毎週って書いてあるけど本当にそれだけで全部するのかということもあるし。

○C委員 結構月曜日は祝日も多いかなと。

○教育長 そうですね。

○教育総務課指導主事 祝日は除くという形。

○C委員 祝日は除く、これ祝日と。そうですね、これ書いてあるんですね。

○教育長 祝日と12月30日から、年末年始は除くということですね。

○教育総務課指導主事 確認が取れたら承認ということでしょうか。

○教育長 どうでしょうか。確認取れたら承認ということでしょうか。あと中身についてもう一度確認だけしていただくということで。

○D委員 これも同じように、チラシを配る、配りたいというのはないんですかね。

○こども局長 すいません、本日、健康福祉部長のところに御挨拶にいられて、このチラシを持ってこられておられました。内容も福祉部長のほうにお話しされて、ちょうど私会議出て、戻ってきてから部長にこういうのあるよって教えていただいたんですけども、「こどものひろば」につきましては、児童発達支援事業所の空いてる時間を利用して開催する、広陵町だけではなくて、どなたでも来ていただいてもいいよ、ただし無料で来ていただくことができますよっていうことのチラシを持って来られたって聞いてたんですね。

今ほんとにC委員おっしゃるように、ここに後援出すと、株式会社のやる事業所の看板に広陵町教育委員会の後援ってなりそうな気が私もちょっと思っております。このひろばのチラシに入れるのであれば、いいのかなと思うんですけども、いつからいつまでっていうのもなく、これからやるから後援してねってみたいふうに見えてしまいますので、看板として広陵町教育委員会っていう後援があるよっていう看板をこの事業所に立ち上げられたときの決まり事が、さっき教育長があるんじゃないかなと思っております。

○教育長 そうですね。分かりました。その辺ちょっと、たしか基準はあったと思いますし、その基準に照らし合わせる必要があると思うし、もしそれに該当しないのであれば、再度議論が必要ではないかなと思いますので。

○C委員 あとほんと団体、申請者の団体名が一番上に株式会社ばると書かれているので、とことんさんが申請者ではないという、この両者が申請者という形になっておりますので。

○A委員 それともう一つね、無料です、そしてこの事業所のとことんの名簿を見ると、かなりの方、8人ですか、8人が関わっておられると。そうすると、そこの財務状況はどうなのかね。無料ですということは、きちんとした主体としての財務状況がしっかりしていて、だからさらに発展的にやるんだというのであれば、その後のことはあまり心配要らないかと思うんですけどね。財務状況が具体的に分からないままで。

だから、具体的には、無料でやっていただくのは結構ですが、この経営の実態というのは、どういう形で収入を得て、そしてこの会を運営しておられるのか。漠然とした形でもいいですけど、ちょっ

と知りたいですね。

○D委員 この放課後デイサービスとかをされる、放課後デイサービスをする会社なので、補助金をもらって運営されていて……。

○教育長 普通はそうですね。補助金だけではいけないのだろうと思うのですが、何らかの形。実際これだけの指導員を雇ってるわけですから。

○C委員 であれば申請者は株式会社ばるから申請していただくのが筋なのかなと。

○教育長 分かりました。その辺もう一度確認していただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。これも保留ということでもよろしいでしょうか。

それでは続いて最後です。広陵町文化芸術協会設立記念の“笑顔あふれる文化のつどい”後援名義使用についての依頼でございます。これも見ていただいて、教育総務課指導主事、よろしくお願ひします。

議案（２）後援名義使用許可申請について

（「広陵町文化芸術協会設立記念“笑顔あふれる文化のつどい、」）

○教育総務課指導主事 最後になります。本日、広陵町文化芸術協会より後援名義の使用について依頼がありました。主催者は広陵町文化芸術協会ということで、この広陵町文化芸術協会と申しますのは、文化芸術を愛する人々の活動を通じて、個人並びに文化団体の親睦・交流を深めるとともに、広陵町の文化芸術の振興・発展と文化の薫り高い、魅力あるまちづくりに寄与することを目的として、今年2月の25日に設立されたということです。

“笑顔あふれる文化のつどい”は、下記及び別紙に記載されてますように、開催日時は7月21日の日曜日、13時30分から16時まで。会場は広陵中央公民館かぐや姫ホールです。コンセプトは、「～未来にむけて、薫り高い文化あふれる魅力ある町～」ということで、この実施概要に書いてあります。内容のほうは、箏の演奏や日本舞踊、落語、ピアノなどです。

チラシ作成の関係上、5月17日までに回答してほしいということで、この来月の教育委員会では遅く、本日急いで持ってこられたということです。御審議よろしくお願ひします。

○教育長 これにつきましては、新たなイベントということになります。寺井さんっていう方がおられました。これは公民館建て替え要望の会の方で、それまでは2回、いわゆるチャリティーコンサートはされてました。これは町も教育委員会も後援をさせていただいた状況でございます。今度は新たに広陵町文化芸術協会を設立されたということで、その実績をつくりたいということから、こういうイベントをされるということになります。

若干後ろには何かあるかなとは感じるんですが、取りあえずは文化芸術を発展させるっていうことがあるので、名目上は断る理由はないのかなと思います。

実際は、広陵町には、今の文化協会っていうのがあるんですが、文化協会自体は、今まで文化祭の中でも展示部門にずっと関わっておられました。いわゆる写真部、絵画部、盆栽はなくなりましたが。俳画とかね、その辺、今4団体か5団体ですね。そういった形で展示を中心とした協会なので。いわゆる新たにこれつくられた方々は、どちらかといえば、公民館の育成クラブの人たちが中心となった形で、いわゆる音楽的な発表を中心とされるようなところ。そのために、こういう形で多分つくられたということなんです。

○C委員 先ほどもA委員もおっしゃってましたけれども、この7番の財政のところは、「チラシ・プログラム等必要な経費については、みなさんからの寄付金と主催者で負担します」というふうに書かれてて、こういうのも全部開示しないといけない内容なのではないのかなと思ったんです。というのは、その後援名義の規準っていうのがあると思うんですけども、その規準に、こういう書類が必要でっていうの書かれてるはずだな……

○教育長 書かれてます。基本的にイベントを打つ場合は、必ずいわゆる予算書ですね。

○C委員 予算書ですね。

○教育長 必ずそのようなイベントを打つためには、当然ながら経費は絶対必要ですね。無償でそのようなこと何もできないわけですから、いわゆる収支予算書ですね。それが大体添付されて、

この後援名義を申請するときには、絶対それが必要なんですよ。

○C委員　　ですよ。

○教育長　　それをつけてないというのもあるので。

○C委員　　はい。なのでちょっとそれつけていただきたいなと思います。基準にのっとって皆さん動いてくださいというだけの話です。内容はそんな別に問題ないのかなと私は思いました。

○教育長　　そうですね、はい。慌てて持ってこられた、きのう電話あったんですよ。

○教育総務課指導主事　　はい。

○教育長　　今日持ってこられた状況があるので。

それでは、これについても保留ということでよろしいでしょうか。取りあえずこの収支予算書ですね。その添付だけはしてほしいということで、これはどちらかと言えば許可に近いという状況ですね。それでは、これも一応保留ということでお願いしておきます。また教育総務課指導主事、その辺の確認をお願いしたいと思います。

どちらかと言えば、2つ目については後援は控えるということでよろしいですね。あとのこの「ばる」の関係、それから今の“笑顔あふれる文化のつどい”につきましては、保留と言っても、一応基本的にはその基準を満たせば、それで承認という形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。